

2023年3月吉日

各位

**重要なお知らせ**  
**臨地実習指導者の要件の見直しについて**

公益社団法人  
日本視能訓練士協会

**はじめに**

2021年度に17年振りに行われた厚生労働省（以下、厚労省）での「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、卒前教育における教育の質の向上のため臨地実習指導者の要件についても見直しが検討されました。検討会での臨地実習に関する議論を踏まえ、次回5年後に開催予定の検討会で臨地実習における指導者は「実務経験が5年以上の視能訓練士であること」に加え「厚労省が示す臨床実習指導者講習会開催指針に則った講習会を修了していること」が必須要件となります。

ちなみに、他の医療専門職においても「実習指導者は厚労省の開催指針に則った指導者講習会の修了者であること」がすでに必須要件となっています。

以下、厚労省による今回の検討会報告書における臨地実習指導者の要件についてです。

「視能訓練士として臨地実習指導者となる者は、臨地実習指導者講習会の修了者であることが望ましいが、整備にあたり潤沢な時間が必要になることから、次回見直し時に必須要件とするための段階的取組みとして、今回は推奨条件に留めることとした。将来的には、全ての臨地実習施設において質が担保された指導者による指導が実施されるべきものであることから、早いうちから積極的に臨地実習施設において本講習の受講に取り組むことが望まれる。」

**これまでの実習施設指導者等養成講習会について**

1997年より2022年までの25年間、主催を医療研修推進財団（以下 PMET）、後援は当協会とし「視能訓練士実習施設指導者等養成講習会」が開催され、これまでの受講者数は、およそ1,600名になります。

これまで本講習会（PMET 主催）を受講された方については、5年後に開催予定のカリキュラム等改善検討会において、厚労省の開催指針に則った臨地実習指導者講習会を修了した者と同等に扱えるか、改めて議論の際に論点に上げることになっています。

**2023年度からの臨地実習指導者講習会の開催について**

臨地実習指導者の育成および臨地実習生の受け入れ先を確保するためには、講習会修了することが指導者の必須要件となる5年後までに、厚労省の指針に則った講習会

を開催し、できるだけ多くの視能訓練士の皆様に受講していただく必要があります。そこで日本視能訓練士協会と全国視能訓練士学校協会と協議を重ね、2023年度から主催を日本視能訓練士協会、後援を全国視能訓練士学校協会とし、厚労省の開催指針に則った臨床実習指導者講習会を開催することといたしました。募集要領の詳細は別紙をご覧ください。

臨地実習は視能訓練士を目指す学生にとって実践能力を養うための大切な機会です。全国の臨地実習受け入れ施設に、本講習会を受講した視能訓練士を配置することで充実した臨地実習を受ける体制を整備する必要があります。

皆様にはご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。